

# 宮崎県設計等委託業務成績評定要領

平成 21 年 7 月 6 日  
環境森林部自然環境課  
農政水産部農村計画課  
県土整備部技術企画課

## (目的)

**第 1** この要領は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する測量、調査、設計等の委託業務（以下「設計等委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

**第 2** この要領において評定の対象となる設計等委託業務は、次の各号に掲げる共通仕様書に定める測量業務（用地測量業務を含む。）、地質・土質調査業務、調査業務（用地調査業務を除く。）、計画業務及び設計業務（建築設計を除く。）のうち、原則として当初の設計金額が 100 万円以上の業務とする。ただし、災害復旧等に関する緊急施行業務委託事務取扱要領（平成 30 年 4 月 1 日県土整備部管理課定め）第 10 条に規定する大規模緊急施行業務委託発注通知書及び同第 13 条に規定する小規模緊急施行業務委託発注通知書によって発注される業務は対象外とする。

- 一 森林土木事業設計等業務共通仕様書（環境森林部）
- 二 測量業務共通仕様書（農政水産部、県土整備部）
- 三 地質・土質調査業務共通仕様書（農政水産部、県土整備部）
- 四 設計業務共通仕様書（農政水産部、県土整備部）
- 五 用地調査等共通仕様書（農政水産部）

## (評定者)

**第 3** 設計等委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 検査員 宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）に基づき契約担当者から当該設計等委託業務の検査を命ぜられた者をいう。
- 二 総括調査員及び主任調査員 本要領第 2 の各号に掲げる共通仕様書に基づき

発注者が定めた当該業務の調査職員をいう。

#### (評定の方法)

第4 評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、設計等委託業務成績評定表（別記様式第1号）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

3 評定は、別に定める考査基準に基づき行うものとする。

#### (評定の時期)

第5 検査員は検査を実施したとき、総括調査員及び主任調査員は設計等委託業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

#### (評定表の提出等)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を発注者に提出するものとする。

#### (評定結果の通知)

第7 発注者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該設計等委託業務の受注者に対して、評定結果を設計等委託業務成績評定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

#### (評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を設計等委託業務成績評定通知書により当該設計等委託業務の受注者に通知するものとする。

#### (評定結果の公表)

第9 発注者は、第7又は第8による通知を行ったときは、通知を行った月の評定結果を別記様式第2号により、翌々月にまとめて公表するものとする。

2 公表については閲覧方式とし、閲覧は各発注機関において行うものとする。

3 閲覧期間は、評定結果の通知を行った年度の翌年度の3月31日までとする。

#### (説明請求)

**第10** 第7に規定する評価結果の通知（第8に規定する評価の修正に係る通知を含む。以下同じ。）を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、発注者に対して評価の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、設計等委託業務成績評価に係る説明書（別記様式第3号）により回答するものとする。ただし、発注者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、発注者は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。

#### **附 則**

この要領は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日以降に契約を締結し施行の日以降に完了検査を行う設計等委託業務から適用する。

#### **附 則**

この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

#### **附 則**

この要領は、令和5年1月4日から施行し、施行の日以降に完了検査を行うものから適用する。